

各指定居宅サービス事業所 管理者 殿  
各介護保険施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室長  
福岡県保健医療介護部介護保険課長

「福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱」の改正について（通知）

平素より適正な介護サービス事業の運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
今般、「福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱」について、下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 改正点

#### 【改正前】

第4条2項 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和7年12月26日までとする。

#### 【改正後】

第4条2項 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、基準月から令和7年12月26日までとする。

※様式の改正はありません。

### 2 施行期日

令和7年3月28日

### 3 その他

改正内容については新旧対照表のみ添付していますので、改正後全文については福岡県ホームページから各自必要に応じて印刷を行ってください。

#### 【福岡県ホームページ】

「令和7年度介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等事業の届出方法の御案内（介護保険）」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/7syogukaizenkasan.html#1>

■令和7年3月31日まで  
高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室  
TEL：092-643-3327

■令和7年4月1日以降  
介護保険課 指定係  
TEL：092-643-3322

※令和7年4月1日より担当部署が変わります